

陳 情 一 覧 表

(令和7年第1回定例会)

【6月議会】

秋田県議会事務局

総 括 表

委 員 会 名	受理・送付件数
総務企画委員会	0
福祉環境委員会	1
農林水産委員会	1
産業観光委員会	0
建設委員会	0
教育公安委員会	0
合 計	2

総務企画委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
	なし			

福祉環境委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
2	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用について	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	4	

農林水産委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
1	防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することについて	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	6	

産業観光委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
	なし			

建設委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
	なし			

教育公安委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
	なし			

受理番号	2	提出者	住所	[REDACTED]
受理年月日	R7. 5. 29		氏名	[REDACTED]
件名	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用について			
要旨	【陳情事項】 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が適正かつ積極的に運用されること。 【陳情理由】 令和７年２月１８日、厚生労働省からあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が公表された。 国民が適切にあん摩マッサージ指圧、はりきゅう、柔道整復の施術を受けるためには施術所のルール順守が重要となる。各法に違反するような広告や、国民に誤解を与えるような広告が施術所の信頼を損ない国民の健康被害に繋がる可能性も否定できない。 地域保健法第五条におけるこれらの改善指導を行う権限を有する保健所を設置している自治体においては、通報対応だけでなく一斉点検や文書配布等の適切な施策によって、保健所によるいわゆるあはき・柔整広告ガイドラインに違反する広告の改善指導を強く希望する。			

【現 況】

○あはき・柔整広告ガイドラインの概要について

趣 旨：あはき若しくは柔道整復に関する広告については法令により制限されてきたところだが、本ガイドラインを定めることにより、利用者が適切に施術所等を選択するために必要な情報が正確に提供され、利用者の安全向上に資するとともに、広告の適正化の推進を図るものである。

内 容：インターネット上の情報提供の普及や無資格者による行為に関する事故の増加など新たな課題に対応するため、広告に係る基本的な考え方を示すとともに、具体的な表示例や指導上の留意事項等を定めている。

- 1 広告規制の対象範囲
- 2 広告可能な事項について
- 3 禁止される広告等について
- 4 相談・指導等の方法について
- 5 インターネット上のウェブサイト等について

○本ガイドラインの取扱いについて

- ・令和7年2月18日付け医政発0218第1号厚生労働省医政局長通知を受け、県は各保健所長（秋田市保健所を除く。）に対し、施術所に対する周知及び不適切な広告の実施者に対する是正等必要な指導を実施するよう依頼するとともに、一般社団法人秋田県鍼灸マッサージ師会長及び公益社団法人秋田県柔道整復師会長へ通知した。
- ・保健所（秋田市保健所を含む。）においては、各施術所に本ガイドラインの内容を周知するほか、法令及び本ガイドラインに基づき適切に監視していく。また、不適切な広告の実施者に対し、是正に向け必要な行政指導を実施していく。

※広告監視業務における本ガイドライン施行後の指導事例はない（令和7年5月30日時点）。

○参考

あはき施術所	5 5 1 施設
柔道整復施術所	2 9 8 施設
計	8 4 9 施設（令和7年3月末現在）

備 考

受理番号	1	提出者	住所	
受理年月日	R7. 5. 12		氏名	
件名	防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することについて			
要旨	【陳情事項】 国に対し、有事に備え農林水産省所管の食糧備蓄経費を防衛関連予算から支出し、国民が１年間食する事が出来るように食糧備蓄を大幅に増やす意見書を提出すること。 【陳情理由】 現在、国内では反撃能力を高める取り組みが進んでいる。しかし、去年の夏、自然災害が多発する状況を目の当たりにした市民は、各家庭でお米を余分に購入、又新規参加者はお米の買い占めに奔走、この為、スーパー、コメ専門取り扱い業者間で、コメ不足が発生、この状況がマスコミから国内の消費者に喧伝された。このような状況下から、令和のコメ騒動が発生したと思われる。 しかも、日本の（令和５年度、農林水産省　出典：食料、農業、農村白書）食料自給率は３８％と先進国では最も低い食料自給率である。 よって、有事に備える為、国民が１年間食する事が出来るように食糧の備蓄を大幅に増やすことが必要であり、陳情するものである。			

【現 況】

農林水産省において、政府米の備蓄を行うとともに、製粉企業等の外国産食糧用小麦の備蓄に対して支援している。

（政府米の備蓄）

10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準として、100万トン程度を備蓄している。

・政府米の買入予算と保管経費

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
食糧買入費(国内米)	52,197,750	51,344,280	49,589,334	47,771,046	48,009,312	50,630,112	56,960,800
米穀販売・管理業務委託費	27,493,127	26,894,459	28,180,618	27,961,114	27,047,843	27,968,188	29,150,273

（食糧用小麦の備蓄）

製粉企業等が2.3か月分の外国産食糧用小麦の備蓄を行った場合、国が1.8か月分の保管経費を助成している。また、自然災害等の発生時にも輸入小麦の安定供給を確保するため、国の指示により備蓄小麦の取崩しや輸送等を行うこととし、必要な経費を助成している。

・保管経費の助成

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
食糧麦備蓄対策費補助金	4,828,543	4,677,344	4,632,413	4,517,588	4,482,819	4,461,066	4,365,498

備 考